

# 公益社団法人愛媛県理学療法士会 分掌規程

公益社団法人愛媛県理学療法士会の部局・委員会の業務分掌については、この規程による。

## I 事務局

### 1. 総務部

- 1) 定款及び諸規程の運用に関する事
- 2) 公文書などの発送・受領及び保管に関する事
- 3) 各種会議の準備・運営及び議事録等の作成・保管に関する事
- 4) 本会刊行物の発送・保管に関する事
- 5) 事業年報などの作成・保管に関する事
- 6) 会員名簿の作成・管理に関する事
- 7) 慶弔に関する事
- 8) 学術資料等の管理に関する事
- 9) 県知事表彰・協会賞等、その他の各種表彰の準備及び挙行に関する事
- 10) 福利厚生に関する事
- 11) 日本理学療法士協会の関連事務に関する事
- 12) 備品管理に関する事
- 13) 県及び関連諸団体等への渉外活動に関する事
- 14) 法人に関する手続き(県・法務局)に関する事
- 15) 各種規程等の草案に関する事
- 16) その他

### 2. 財務部

- 1) 予算・決算に関する事
- 2) 入会金・会費・事業収入に関する事
- 3) 事業支出・管理運営費支出に関する事
- 4) 資産の管理に関する事
- 5) その他

### 3. 会員支援部

- 1) 本会の組織強化(メール・FAX含む)に関する事
- 2) 会員の働きやすい環境構築への支援に関する事
- 3) 会員の福利、厚生、親睦に関する事
- 4) その他

## II 学術局

### 1. 学術部

- 1) 研修会・講習会等の企画・運営に関する事
- 2) 愛媛県理学療法士会学術集会の企画・運営に関する事
- 3) 「理学療法えひめ」の企画・編集及び発行に関する事
- 4) その他

### 2. 教育部

- 1) 新人研修会の企画・運営に関する事
- 2) 生涯学習プログラムに関する事
- 3) 各種研修会の企画・運営に関する事(学術部との合同事業)
- 4) 各種研修会等における単位認定業務に関する事
- 5) 愛媛県理学療法士会学術集会の企画・運営に関する事(学術部との合同事業)
- 6) その他

## III 職能局

### 1. 医療・介護報酬部

- 1) 診療報酬・介護報酬の情報収集及び提供に関する事
- 2) 医療・介護保険の実態調査等に関する事
- 3) その他

### 2. 地域包括ケア推進部

- 1) 保健・福祉活動に関する事
- 2) 市町の機能訓練・介護予防事業等への援助に関する事
- 3) 県及び関連団体等への協力に関する事
- 4) 健康増進・介護予防に関する事
- 5) 地域リハビリテーションに関する事
- 6) その他

## IV 社会局

### 1. 公益事業部

- 1) 理学療法週間事業の企画・運営に関する事
- 2) 理学療法啓発に関わる事業の企画・運営に関する事
- 3) その他

## 2. スポーツ支援部

- 1) 県・市町のスポーツ事業支援に関すること
- 2) 文科省関連のスポーツ事業の支援に関すること
- 3) その他

## 3. 広報部

- 1) 広報活動に関すること
- 2) 本会刊行物の企画・編集及び発行に関すること
- 3) パンフレットの企画・編集及び発行に関すること
- 4) ホームページの管理に関すること
- 5) 会員への情報提供に関すること
- 6) その他

## V 地域局

### 1. 地域担当理事（東予・中予・南予）

- 1) 県士会組織の強化、拡充に関すること
- 2) 地域や支部活動の推進に関すること
- 3) 地域における医療・保健・福祉のネットワークに関すること
- 4) 連絡網の管理・運用に関すること
- 5) その他

## V 委員会

### 1. 表彰委員会

- 1) 本会における表彰の審査に関すること
- 2) 公的表彰の推進に関すること
- 3) その他

### 2. 選挙管理委員会

- 1) 理事・監事の選出に関すること
- 2) その他

### 3. 災害対策検討委員会

- 1) 災害対策の情報収集に関すること
- 2) 災害リハビリテーションに関する教育・啓発のための研修および広報に関する  
こと
- 3) 災害時の支援活動に関すること
- 4) その他災害対策に関すること

## VI. その他

### 1. リハビリテーション特別研修会準備委員会

- 1) リハビリテーション特別研修会の企画・運営に関すること
- 2) その他

## 附 則

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この細則は、平成28年4月1日より一部改正により施行する。
- 3 この細則は、平成30年6月10日より一部改正により施行する。